

「東海発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

平成29年4月26日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海発電所原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	平成28年10月14日
想定した 原子力災害の概要	東海発電所は廃止措置中において、東海村震度6弱の地震による影響を受け、熱交換器建屋内熱交換器撤去作業エリア養生材が残り火からの火災により焼失し、粒子状の放射性物質が排気筒から外部へ放出され、発電所敷地境界の放射線量が上昇し原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害を想定した。
参加人数	合計230名 （社員195名、関係会社・協力会社員35名）
防災訓練の内容	「シナリオ非提示」にて実施し、発電所災害対策本部及び本店総合災害対策本部並びに本店原子力施設事態即応センターと連携した訓練を実施した。 【東海発電所における訓練】 (1) 要員参集訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) 緊急時被ばく医療訓練 (6) 本店総合災害対策本部との連携訓練 (7) 初期消火活動訓練 【本店における訓練】 (1) 発電所災害対策活動支援対応訓練 (2) 本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練 (4) 本店における広報対応訓練 (5) 原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練 (6) 原子力緊急事態支援組織への情報提供訓練 (7) ヘリコプター搭乗訓練
防災訓練結果の概要	●個別の訓練結果の概要は次のとおり。 【東海発電所における訓練】 防災訓練の内容のうち(1)、(3)～(5)及び(7)については、適切に実施されたが、『(2)通報連絡訓練』及び『(6)本店総合災害対策本部との連携訓練』においては、以下のとおり改善すべき課題が抽出された。 (2) 通報連絡訓練 ・ 電話による通報連絡において、第2報連絡中に第3報が発信

<p>防災訓練結果の概要</p>	<p>されるなど、ファクシミリによる通報文の発信に電話による通報連絡が追いつかない事象が見られた。</p> <p>【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（1）参照】</p> <p>(6) 本店総合災害対策本部との連携訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリングデータ及び風向風速データについては、発電所本部一本店本部間において担当者間の口頭による人的伝達であったため、他の情報より時間を要した。 <p>【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（2）参照】</p> <p>【本店における訓練】</p> <p>防災訓練内容のうち(3)～(7)については、適切に実施されたが、『(1)発電所災害対策活動支援対応訓練』及び『(2)本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練』においては、以下のとおり改善すべき課題が抽出された。</p> <p>(1) 発電所災害対策活動支援対応訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動対応時の要員参集連絡から、参集までに約15分を要した。 <p>【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（3）参照】</p> <p>(2) 本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設事態即応センター班は、発電所から本店本部へのファクシミリ送信順位が低く設定され、社外関係機関へのファクシミリ送信と輻輳したことにより、ファクシミリ受信に時間を要した。 <p>【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（4）参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設事態即応センター班は、発電所との情報共有手段である情報共有システムや社内テレビ会議等の情報共有ツールを活用できなかった。 <p>【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（5）参照】</p> <p>●全体的には、訓練の目的として設定した内容について、シナリオ非提示訓練における実務的な連携、意思決定者の冷静な判断ができる体制及び昨年度訓練改善事項の有効性について確認できたことから、防災要員の緊急時対応能力の習熟、緊急時対応組織内の指揮命令が適切に行われたと評価する。</p>
------------------	--

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練の評価結果に基づき、本訓練において抽出された改善点は以下のとおり。

(1) 通報連絡訓練における電話による通報連絡の迅速化

電話による通報連絡において、第2報連絡中に第3報が発信されるなど、ファクシミリによる通報文の発信に電話による通報連絡が追いつかない事象が見られた。これは、通話時間が、通報先によってまちまちであるためである。このため、通報担当者の通報時間が均等になるように分担するとともに、更に、通報が終了した担当者は、通報中の担当者に協力することで対応するよう検討していく。

(2) 環境モニタリングデータ及び風向・風速データの共有について

環境モニタリングデータ及び風向・風速データについては、発電所本部一本店本部間にお

いて、担当者間の口頭による人的伝達であり、他の情報より時間を要したため、同データの重要性を鑑み、電子ボード等を活用して、発電所本部及び本店本部が同時にアクセスすることにより正確かつ最新のデータを共有できる方策を検討し改善を行う。

(3) 初動対応時の要員参集遅れについて

各室関係者に要員参集連絡をした本店社員が、同連絡と初動対応を併行して行い負担となり、一部関係箇所への連絡を後回しにしたことから、負担の軽減のため関係箇所への要員参集連絡は複数で実施する。

(4) 本店への通報連絡ファクシミリの送信遅れについて

原災法第10条・第15条等の通報連絡ファクシミリについて、本店本部へのファクシミリ送信順位が低いため発電所本部から本店本部への送信に時間を要したことを受け、発電所本部から本店本部へのファクシミリ送信の優先度を高め、改善を行う。

(5) 原子力施設事態即応センター班における発電所との情報共有手段の活用について

原子力施設事態即応センター班の発話者は、原子力規制庁ERCへの発話等に傾注したため、情報共有ツールを活用する余裕が無かったことから、原子力施設事態即応センター班に情報共有ツールを利用する専属の要員を増員し、同要員が情報共有ツールから取得した情報を発話者に提供するように改善する。

以 上